

令和3年度 新規保健事業等のご紹介

1. ICT保健指導事業の本格導入
2. 健康ポータルサイト『PEPUP』の拡充
3. 禁煙サポート事業の本格導入
4. オンライン医療相談サービス
5. お申し込み手続き等の主な変更点
6. よくある質問など

1. ICT 保健指導事業

昨年度よりトライアルとして開始された「ICT保健指導」を本格導入いたします。

※「動機付支援」、「被扶養者」の方々もご利用可能です。

<特徴>

- 初回面談はテレビ電話（専用アプリ）より土日を含め予約可能
（管理栄養士より食事指導等のアドバイス）
- 継続支援は専用サイトによりメール等による支援（ご質問等も可能）
- 3ヶ月間の短期集中プログラム
（従来の対面型は、メール・電話等による6ヶ月間の支援）

2. 健康ポータルサイト『Pep Up』

健康ポータルサイト『Pep Up』のイベント等を拡充いたします。

<新規イベント等>

- 事業所担当者様向けの情報配信サービス（担当者様の登録申請が必要です）
（例：HPの更新情報、給付金等の支払日、申請書等の提出期限、法改正等の配信等々）
- 健診結果改善イベント『健康年齢改善チャレンジ（仮称）』の開催（ポイント進呈）
- 口腔リスクのチェックサービス『Pep Up. Dental』を開催（ポイント進呈）
- 健康管理代表委員（※）の方々へ活動に応じてポイントを進呈

※健康管理委員とは…健康保険組合の事業や活動内容（イベントの参加・申請方法のご案内など）を、従業員の方々へご周知いただく活動をお願いしております。
また『代表委員』は、上記イベントの開催内容や開催地などを健保組合と話し合い（代表委員会／年2回開催）しております。

P e p U p 情報配信サービスとは・・・

健康保険組合より、ご担当者様向けに情報配信いたします。（要申込）

【配信内容（予定）】

- ・ 算定基礎届の発送日、保険料率の改定
- ・ 給付書類の受付締切日および支払日、支払通知の発送日
- ・ 各種イベントのご案内（募集、受付の開始日および締切日など）
- ・ 各種キャンペーンのご案内（保養所およびスポーツクラブなど）
- ・ ホームページの更新案内、法改正や手続方法の変更案内
- ・ アンケートのご回答（Pepポイントを進呈予定）

一事業所5名様までご登録いただけます。

3. 禁煙サポート事業

昨年度よりトライアルとして開始された「禁煙サポート事業」を本格導入いたします。

<特徴>

- スマートフォンの専用アプリを利用した2ヶ月間の禁煙サポートプログラム
(通院不要で、テレビ電話による診察、お薬はご自宅へ郵送されます)
- 65歳以下の被保険者・被扶養者(配偶者のみ)の方が対象(定員20名・2回開催)
- 費用(自己負担分)は通常の禁煙外来の約1/2の“10,000円”
- サポート終了後、3ヶ月後のアンケート回答により禁煙継続者の方々には、Pep Upより5,000Pを還元(お申し込み、ポイント還元にはPep Upの登録が必要です)

4. オンライン医療相談サービス事業

スマートフォン等によるオンライン型の医療相談サービスを導入いたします。

<特徴>

- パソコンやスマートフォンから気軽にご利用可能
- 患部等を写真で送れるチャット形式、テレビ電話（予約制）による相談が可能
- 相談相手は全て医師（全12科目：内科、小児科、産婦人科、精神科など）
- ご利用には<Pep Up>の登録が必要となります。

（ご利用時に必要なクーポンコードを定期的にPep Upにて配信いたします）

5 - 1. 主な変更点

令和3年度より、実施される主な変更点について。

- 巡回健診および集団健診の申込方法の変更
 - ◎現 行：当組合所定の申込書を組合宛に送付（廃止）
 - ◎変更後：各医療機関へ申し込み（各医療機関へお問い合わせください）
 - ・当健保会館で行われている集団健診は、〈同友会〉へ直接申し込みください。
（申込方法は、当組合HPに記載いたします）
 - ・事業所巡回健診については、〈同友会〉以外にもホームページ内にあります「東振協 契約医療機関一覧」に、巡回健診を実施している医療機関を記載いたします。

5 - 2. 主な変更点

令和3年度より、実施される主な変更点について。

- 押印廃止について
 - ◎各種補助金等の請求書は、押印が不要となります。
 - 健診補助金については、振込先の委任状欄廃止いたします。
＜在職者の方＞ 事業所 → 健保組合 [振込先は健保口のみ]
 - JTB利用申請書のみ、利用者の押印が必要となります。

6-1. よくある質問など

- ・ <PeP Upに関すること>

①被保険者および被扶養者（配偶者のみ）が利用できます。

②事前に郵送している『お知らせ』（圧着ハガキ）のなかにある【本人確認コード】等を利用してご登録可能です。（初回登録で500ポイントを進呈）

③スマホ・パソコンのどちらでもご利用可能です。

（ただし、一部異なる機能がございます）

④ハガキ（本人確認コード）を紛失してしまった場合、当健保組合にご連絡ください。
ご自宅に【本人確認コード】をご郵送いたします。

★お問合せ先 03-3576-3511（保健事業課：案内番号③）

6-2. よくある質問など

- <インフルエンザに関すること>
 - 添付書類に医療機関の「明細書」は必要ですか。
 - 「領収書」に、以下の内容が明記されている場合は不要です。
 - ①接種者氏名
 - ②接種日
 - ③接種金額
 - ④インフルエンザ予防接種代金であることが明記されている
 - ①～④が、「領収書」および「明細書」のどちらにも記載がない場合、医療機関にお問い合わせください。

6-3. よくある質問など

- ・ <健康診断に関すること> ※注意点

- ・ 重複受診、無資格受診が増えています。

例1) 4月…生活習慣病予防健診を「会社の指示（主導）」により受診

10月…人間ドックを「ご自身」で予約し受診

いずれも健保組合の補助を利用してしまった場合など、、、

例2) 予約時には加入資格があったが、受診日には資格喪失していた

秋の婦人健診など、申し込みから受診日まで期間がある場合など、、、

- 健保組合の健康診断に関する補助は、年度内（4月～翌3月）に1回限りです。
- 重複、無資格受診が確認された場合、健診料金を全額ご返還いただきますのでご注意ください。

6-4. よくある質問など

- <健康診断の補助金に関すること> ※注意点および変更点
 - ・生活習慣病予防健診などの「補助金」を請求する際に添付いただく「健診結果表」は、【医療機関から届いたものを全て】ご提出ください。（結果表は全ページをコピーして、ご提出ください）
 - ・被保険者の方は、【勤務地が東京都内の方】はご利用いただけません。（当組合の「直接契約」または「東振協契約」医療機関をご利用ください）

以 上